

令和 7 年度 中標津町地域公共交通活性化協議会

第 2 回書面会議 議案

書面送付日：令和 7 年 8 月 2 7 日（水）

議 題：議案第 1 号 自家用有償旅客運送に係る登録の更新について・・・1

中標津町地域公共交通活性化協議会事務局
（中標津町町民生活部生活課）

自家用有償旅客運送

□ 登録申請書

■ 更新登録申請書

釧路 運輸支局長 殿		申請年月日		令和7年9月1日					
申請者等	住所	〒 086 - 1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地		フリガナ	エンドウ ユウト				
	フリガナ	ナカシベツチョウ		担当者氏名	遠藤 優人				
	名称	中標津町		担当者所属	町民生活部生活課 交通町民相談係				
	フリガナ	ナカシベツチョウチョウ ニシムラ ユタカ		TEL/FAX	0153-74-0889/0153-73-4811				
	代表者名	中標津町長 西村 穰		E-mail アドレス	chourmin@town.nakashibetsu.lg.jp 1714endou@town.nakashibetsu.lg.jp				
登録年月日	平成18年10月1日	登録番号	北釧市交第 4 号	種別	■ 交通空白地有償運送 □ 福祉有償運送				
登録事項等									
路線又は運送の区域	路線	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地		キロ程				
		起点 終点 (主な経過地)			km				
			起点 終点 (主な経過地)			km			
■ 別紙1のとおり									
運送の区域		中標津町(字武佐、字俵橋、字開陽、字俣落、字西竹、青葉台、字上標津、字養老牛)							
事務所	名称	中標津町		位置	北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地				
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車	車いす車	兼用車	回転シート車	セダン等	バス	合計	
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)	
	所有	()	()	()	()	()	1	2	3
		()	()	()	()	()	()	()	()
	持込	※	※	※	※	※	※	※	※
()		()	()	()	()	()	()	()	
軽自動車は、()内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。									
□ 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)									
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別		旅客の範囲						
	交通空白地有償運送		■ 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者						
	福祉有償運送 (□ 複数乗車を行う) (□ 観光客を含む) (□ 来訪者を含む)		□ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者						
			□ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者						
			□ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者						
			□ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者						
			□ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者						
□ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者)									
□ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者									
路線又は運送区域ごとの対価の額	市内線(東・西線):片道200円(定額制)、武佐・俣落・養老牛線(区域運行):片道1,000円(定額制)								
事業者協力型自家用有償旅客運送	名称			住所					
	名称			住所					

路 線 一 覧

系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地	キロ程
東線①	起点 中標津町東37条北3丁目25番地	7.300 km
	終点 中標津町西10条南10丁目4番地1	
	(主な経過地) 明生～交通センター～町立病院	
東線②	起点 中標津町東37条北3丁目25番地	8.800 km
	終点 中標津町南町3番地10	
	(主な経過地) 明生～交通センター～町立病院～東武サウスヒルズ	
東線③	起点 中標津町南町3番地10	2.800 km
	終点 中標津町東2条南3丁目1番地	
	(主な経過地) 東武サウスヒルズ～町立病院～交通センター	
西線①	起点 中標津町りんどう町5番地8	8.600 km
	終点 中標津町西10条南10丁目4番地1	
	(主な経過地) りんどう園～交通センター～町立病院	
西線②	起点 中標津町りんどう町5番地8	9.300 km
	終点 中標津町南町3番地10	
	(主な経過地) りんどう園～交通センター～町立病院～東武サウスヒルズ	
西線③	起点 中標津町南町3番地10	2.800 km
	終点 中標津町東2条南3丁目1番地	
	(主な経過地) 東武サウスヒルズ～町立病院～交通センター	
	起点	km
	終点	
	(主な経過地)	
	起点	km
	終点	
	(主な経過地)	
	起点	km
	終点	
	(主な経過地)	
	起点	km
	終点	
	(主な経過地)	

事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数

事務所名	所有区分	寝台車	車いす車	兼用車	回 転 シート車	セダン等	バス	合 計
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)
中標津町	所有	()	()	()	()	1	2	3
	持込	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※	※ ()
	所有	()	()	()	()	()		()
	持込	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※	※ ()
	所有	()	()	()	()	()		()
	持込	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※	※ ()
合 計		()	()	()	()	()		()

- ・事業用自動車については、※欄に記入すること
- ・軽自動車は、()内に内数で記載すること。
- ・寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ・車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ・兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ・回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ・セダン等：交通空白地有償運送においては、バス以外の車両
福祉有償運送においては、上記以外の車両
- ・バス：乗車定員11人以上の自動車（福祉有償運送においては使用できない。）

令和7年 9月 1日

北海道運輸局 釧路 運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送 ・ 福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) 中標津町地域公共交通活性化協議会

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村) 中標津町

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和7年 9月 1日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

名称: 中標津町 住所: 中標津町丸山2丁目22番地

代表者: 中標津町長 西村 穰

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

中標津町(別紙路線のとおり)

(2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)

市内線(東・西線): 片道200円(定額制)、武佐・俣落・養老牛線(区域運行): 片道1,000円(定額制)

(3) 運送しようとする旅客の範囲

地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者

6. その他特記事項

令和7年 9月 1日

中標津町地域公共交通活性化協議会

主宰者 会長 遠 藤 俊 勝

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

自家用有償旅客運送

☒ 変更登録申請書
 ☐ 登録事項変更届出書
 ☐ 業務廃止届出書
 ☐ 登録証再交付願

釧路 運輸支局長 殿			申請年月日		令和7年 9月 1日	
申請者等	住所	〒 086 - 1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地			フリガナ	エンドウ ユウト
	フリガナ	ナカシベツチョウ			担当者氏名	遠藤 優人
	名称	中標津町			担当者所属	町民生活部生活課 交通町民相談係
	フリガナ	ナカシベツチョウチョウ ニシムラ ユタカ			TEL/FAX	153-74-0889/0153-73-481
	代表者名	中標津町長 西村 穰			E-mail アドレス	choumin@town.nakashibetsu.lg.jp 1714endou@town.nakashibetsu.lg.jp
登録年月日	平成18年10月1日	登録番号	北釧市交第 4 号	種別	☒ 交通空白地有償運送 ☐ 福祉有償運送	
変更しようとする項目 又は 変更した項目						
① 自家用有償旅客運送の種別 ② 路線 ③ 運送の区域 ④ 名称 ⑤ 住所 ⑥ 代表者 ⑦ 事務所の名称 ⑧ 事務所の位置 ⑨ 運送しようとする旅客の範囲 ⑩ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別 ⑪ 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所 ⑫ 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数						
新 旧 対 照 表 (☒ 別紙のとおり)						
項目番号	新			旧		
②						
③						
⑪						
実施予定日		令和7年10月1日		業務を廃止した日 ※注1		年 月 日
紛失した登録証の交付番号		紛失した登録証の交付年月日		登録証を紛失した経緯等		
第 号		年 月 日		別添願末書のとおり		

※注1 業務廃止届書の提出の際は、交付を受けていた「登録証」を返納して下さい。

変 更 事 項 新 旧 表

■ 路 線

系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地	キロ程	変更概要
東線①	起点 中標津町東37条北3丁目25番地	7.300 km	☒ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☐ 廃 止
	終点 中標津町西10条南10丁目4番地1		
	(主な経過地) 明生～交通センター～町立病院		
東線②	起点 中標津町東37条北3丁目25番地	8.800 km	☒ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☐ 廃 止
	終点 中標津町南町3番地10		
	(主な経過地) 明生～交通センター～町立病院～東武サウスヒルズ		
東線③	起点 中標津町南町3番地10	2.800 km	☒ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☐ 廃 止
	終点 中標津町東2条南3丁目1番地		
	(主な経過地) 東武サウスヒルズ～町立病院～交通センター		
西線①	起点 中標津町りんどう町5番地8	8.600 km	☒ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☐ 廃 止
	終点 中標津町西10条南10丁目4番地1		
	(主な経過地) りんどう園～交通センター～町立病院		
西線②	起点 中標津町りんどう町5番地8	9.300 km	☒ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☐ 廃 止
	終点 中標津町南町3番地10		
	(主な経過地) りんどう園～交通センター～町立病院～東武サウスヒルズ		
西線③	起点 中標津町南町3番地10	2.800 km	☒ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☐ 廃 止
	終点 中標津町東2条南3丁目1番地		
	(主な経過地) 東武サウスヒルズ～町立病院～交通センター		

俣落線①	起点	中標津町東2条南3丁目	km 48.200	☐ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☒ 廃 止
	終点	中標津町東2条南3丁目		
	(主な経過地)	交通センター～りんどう園～俣落～交通センター		
俣落線②	起点	中標津町東2条南3丁目	km 48.600	☐ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☒ 廃 止
	終点	中標津町東2条南3丁目		
	(主な経過地)	交通センター～りんどう園～俣落～交通センター		
俣落線③	起点	中標津町東2条南3丁目	km 48.100	☐ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☒ 廃 止
	終点	中標津町東2条南3丁目		
	(主な経過地)	交通センター～りんどう園～俣落～交通センター		
俣落線④	起点	中標津町東2条南3丁目	km 16.800	☐ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☒ 廃 止
	終点	中標津町東2条南3丁目		
	(主な経過地)	交通センター～りんどう園～町立病院～交通センター		
武佐線①	起点	中標津町東2条南3丁目	km 53.700	☐ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☒ 廃 止
	終点	中標津町東2条南3丁目		
	(主な経過地)	交通センター～まこと～町立病院～交通センター		
武佐線②	起点	中標津町東2条南3丁目	km 49.100	☐ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☒ 廃 止
	終点	中標津町東2条南3丁目		
	(主な経過地)	交通センター～まこと～武佐～開陽～交通センター		
武佐線③	起点	中標津町東2条南3丁目	km 15.500	☐ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☒ 廃 止
	終点	中標津町東2条南3丁目		
	(主な経過地)	交通センター～まこと～町立病院～交通センター		
養老牛線	起点	中標津町計根別本通東2丁目19番地	km 49.500	☐ 新 設 ☐ 経路延長 ☐ 経路変更 ☐ 経路短縮 ☒ 廃 止
	終点	中標津町計根別本通西2丁目10番地		
	(主な経過地)	計根別農協～養老牛～西竹～農業高校		

■ 運送の区域

新	旧
中標津町(字武佐、字俵橋、字開陽、 字俣落、字西竹、青葉台、字上標津、 字養老牛)	なし

変 更 事 項 新 旧 表

■ 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数

新	事務所名	所有 区分	寝台車	車いす車	兼用車	回 転 シート車	セダン等	バス	合 計			
			(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)	(軽)		
	中標津町	所有							1	2	3	
			() ()		() ()		() ()				() ()	
		持込	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
			() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
		所有									() ()	
			() ()		() ()		() ()		() ()		() ()	
		持込	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
			() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
		所有									() ()	
			() ()		() ()		() ()		() ()		() ()	
持込		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
		() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
合 計											() ()	
			() ()		() ()		() ()				() ()	

旧

事務所名	所有 区分	寝台車	車いす車	兼用車	回 転 シート車	セダン等	バス	合 計
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)
中標津町	所有					1	3	4
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
	所有							
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
	所有							
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
合 計								
		()	()	()	()	()		()

- ・事業用自動車については、※欄に記入すること
- ・軽自動車は、()内に内数で記載すること。
- ・寝台車:車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車
- ・車いす車:車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ・兼用車:ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ・回転シート車:回転シート(リフトアップシートを含む。)を備える自動車
- ・セダン等:交通空白地有償運送においては、バス以外の車両
福祉有償運送においては、上記以外の車両
- ・バス:乗車定員11人以上の自動車(福祉有償運送においては使用できない。)